

生食監発 1202 第 1 号  
平成 28 年 12 月 2 日

各 

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全部監視安全課長  
(公 印 省 略)

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置  
に関する法律の一部を改正する法律の公布、施行について

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 97 号）が平成 28 年 12 月 2 日に公布、施行されました。これにより対象鳥獣の食品としての利用等については、国及び都道府県等による食品としての安全性に関する情報の収集、整理、分析及び提供に努めなければならないと規定されたところです。

野生鳥獣肉の衛生管理については、食品衛生法に基づく営業許可施設において、平成 26 年 11 月 14 日付け食安発 1114 第 1 号「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」に従った対応をお願いしているところであり、本法律の施行に当たっても、引き続き、関係事業者に対する監視指導等よろしくお願いいたします。

乳肉安全係：川越、武本 電話：03-5253-1111 内線（2476） FAX：03-3503-7964
---